

人工種苗生産技術による水産養殖産品についての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○人工種苗生産技術による水産養殖産品についての生産行程管理者の認証の技術的基準（平成30年12月28日農林水産省告示第2817号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p align="center">人工種苗生産技術による水産養殖産品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準</p> <p>1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う人工種苗生産技術による水産養殖産品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者に限る。以下“生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 0005 人工種苗生産技術による水産養殖産品</p> <p>3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JAS 0005による。</p> <p>3.1 人工種苗生産業者 JAS 0005の<u>4.1</u>に従って人工種苗の採卵、ふ化又は養殖を行う者</p> <p>3.2 養殖業者 JAS 0005の<u>4.1</u>及び<u>4.3～4.5</u>に従って養殖魚を養殖する者</p> <p>3.3 加工・流通業者 JAS 0005の<u>4.1</u>及び<u>4.5</u>に従って加工品に加工又は食用に供する養殖魚若しくは加工品を小分けする者</p> <p>3.4 識別番号 生産ロットに関連付けられる番号又は記号</p> <p>4 生産行程の管理又は把握の実施方法 4.1 生産行程管理責任者の職務 4.4 b)に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせなければならない。 a)～f) (略)</p>	<p align="center">人工種苗生産技術による水産養殖産品についての生産行程管理者の認証の技術的基準</p> <p>1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う人工種苗生産技術による水産養殖産品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準を規定する。 (新設)</p> <p>2 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>2.1 人工種苗生産業者 JAS 0005の<u>3.1, 3.2, 3.3, 3.4</u>及び<u>3.5</u>に従って JAS 0005の<u>2.2</u>に規定する人工種苗の採卵、ふ化又は養殖を行う者。</p> <p>2.2 養殖業者 JAS 0005の<u>3.1, 3.3, 3.4</u>及び<u>3.5</u>に従って JAS 0005の<u>2.3</u>に規定する養殖魚を養殖する者。</p> <p>2.3 加工・流通業者 JAS 0005の<u>3.1</u>及び<u>3.5</u>に従って JAS 0005の<u>2.4</u>の加工品を加工又は JAS 0005の<u>2.3</u>に規定する養殖魚のうち食用に供する養殖魚又は加工品を小分けする者。</p> <p>2.4 識別番号 JAS 0005の<u>2.6</u>に規定する生産ロットに関連付けられる番号又は記号。</p> <p>3 生産行程の管理又は把握の実施方法 3.1 生産行程管理責任者の職務 3.4 b)に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせなければならない。 a)～f) (略)</p>

4.2 内部規程

4.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし、**b)**にあつては、人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者、**c)**にあつては、人工種苗生産業者、**d)**及び**e)**にあつては、人工種苗生産業者又は養殖業者に限る。

a)～k) (略)

l) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関等への通知に関する事項

m) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

4.2.2・4.2.3 (略)

4.3 記録等の保存

4.3.1 箇条 7に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、人工種苗生産業者又は養殖業者にあつては人工種苗又は養殖の用に供する養殖魚を出荷してから少なくとも9年間（人工種苗又は養殖の用に供する養殖魚を出荷してから消費されるまで通常要すると見込まれる期間が分かる場合はその期間）、養殖業者又は加工・流通業者にあつては食用に供する養殖魚又は加工品を出荷してから少なくとも3年間保存しなければならない。

4.3.2 4.2.1のg)～j)の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から2年間保存しなければならない。

4.4 生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数

生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。

a) 生産行程管理担当者 生産行程管理担当者として、人工種苗、養殖魚又は加工品の生産行程管理に関する知識を有する者が一人以上（生産行程管理者等が複数の生産又は小分けに係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

b) (略)

5 環境管理

5.1 周辺環境への影響低減の対策及び記録

5.1.1～5.1.3 (略)

5.1.4 5.1.2及び**5.1.3**の測定方法を記録しなければならない。

5.1.5・5.1.6 (略)

5.2 施設環境への影響低減の対策

5.2.1 (略)

5.2.2 人工種苗生産業者又は養殖業者は、人工種苗生産施設若しくは養殖施設又はこれらにおける飼料等の保管場所若しくは加工施設若しくは作業場所について、衛生動物による汚染を最小限とするための手段を講じなければならない。

5.3 (略)

5.3.1～5.3.3 (略)

3.2 内部規程

3.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし、**b)**については、人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者、**c)**については、人工種苗生産業者、**d)**及び**e)**については、人工種苗生産業者又は養殖業者に限る。

a)～k) (略)

l) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項

m) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3.2.2・3.2.3 (略)

3.3 記録等の管理

箇条 6に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、人工種苗生産業者又は養殖業者にあつては人工種苗又は養殖の用に供する養殖魚を出荷してから少なくとも9年間（人工種苗又は養殖の用に供する養殖魚を出荷してから消費されるまで通常要すると見込まれる期間が分かる場合はその期間）、養殖業者又は加工・流通業者にあつては食用に供する養殖魚又は加工品を出荷してから少なくとも3年間保存しなければならない。

（新設）

3.4 生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数

生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。

a) 生産行程管理担当者 生産行程管理担当者として、人工種苗、養殖魚又は加工品の生産行程管理に関する知識を有する者が一人以上（生産行程管理者又は外国生産行程管理者が複数の生産又は小分けに係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

b) (略)

4 環境管理

4.1 周辺環境への影響低減の対策及び記録

4.1.1～4.1.3 (略)

4.1.4 4.1.2及び**4.1.3**の測定方法を記録しなければならない。

4.1.5・4.1.6 (略)

4.2 施設環境への影響低減の対策

4.2.1 (略)

4.2.2 人工種苗生産業者又は養殖業者は、人工種苗生産施設若しくは養殖施設又はこれらにおける飼料等の保管場所若しくは加工施設若しくは作業場所について、衛生動物による汚染を最小限とするための手段を講じられなければならない。

4.3 (略)

4.3.1～4.3.3 (略)

6 安全衛生及び労務管理

6.1 安全衛生の維持及び適切な労働環境の提供

安全衛生に関し、次の事項を行う安全衛生責任者を任命し、従業員の安全衛生に配慮した労働環境及び器具を提供しなければならない。

- a) 従業員に対する安全衛生の教育訓練を実施すること。
- b) 健康及び安全に関わる環境及び事象を記録し、必要に応じ是正処置を講じること。
- c) 労働災害について記録し、是正処置を講じること。

6.2 (略)

6.2.1～6.2.4 (略)

7 人工種苗の証明

7.1 人工種苗生産業者

7.1.1 人工種苗生産業者は、次の事項を記録し、保持しなければならない。ただし、**b)**にあつては採卵又は受精を行う場合、**c)**にあつてはふ化を行う場合、**d)**及び**e)**にあつては組織小片又は魚体を保管する場合、**f)～h)**にあつては人工種苗を受け入れた場合に限る。また、**h)**にあつては受け入れた人工種苗の識別番号を管理（例えば管理下でない生産履歴の情報について、追跡可能な情報を提供できる状態であることがある。）している場合は、この限りでない。

- a)～g) (略)
- h) 受け入れた人工種苗に係る **7.1.1 a)～n)**に掲げる出荷元から引き継いだ情報
- i) (略)
- j) 出荷する人工種苗に係る **8.2.1 a)～d)**に掲げる情報
- k)～n) (略)

7.1.2 人工種苗生産業者は、人工種苗の出荷時に **7.1.1 a)～m)**の記録を、出荷先に提供しなければならない。ただし、出荷先との合意によって、識別番号を、**7.1.1 a)～m)**の記録に換えて提供してよい。また、外部からの要請に応じて、DNAの塩基配列による鑑定のために冷凍保管している組織小片又は魚体を提供しなければならない。

7.2 養殖業者

7.2.1 養殖業者は、次の事項を記録し、保持しなければならない。ただし、**b)**にあつては人工種苗を受け入れた場合、**d)**にあつては養殖の用に供する養殖魚を受け入れた場合に限る。また、**c)**及び**e)**にあつては識別番号を管理している場合は、この限りでない。

- a)・b) (略)
- c) 受け入れた人工種苗に係る **7.1.1 a)～n)**に掲げる出荷元から引き継いだ情報
- d) (略)
- e) 受け入れた養殖魚に係る **7.2.1 a)～j)**に掲げる出荷元から引き継いだ情報
- f) 出荷する養殖魚に係る **8.2.1 a)～d)**に掲げる情報
- g)～j) (略)

7.2.2 養殖業者は、養殖魚の出荷時に **7.2.1 a)～i)**の事項の記録を、必要に応じて出荷先に提供しなければならない。ただし、出荷先との合意によって、識別番号を、**7.2.1 a)～i)**の記録に換えて提供してよい。

5 安全衛生及び労務管理

5.1 安全衛生の維持及び適切な労働環境の提供

安全衛生に関し、次の事項を行う安全衛生責任者を任命し、従業員の安全衛生に配慮した労働環境及び器具を提供しなければならない。

- a) 従業員に対する安全衛生の教育訓練を実施すること
- b) 健康及び安全に関わる環境及び事象を記録し、必要に応じ是正処置を講じること
- c) 労働災害について記録し、是正処置を講じること

5.2 (略)

5.2.1～5.2.4 (略)

6 人工種苗の証明

6.1 人工種苗生産業者

6.1.1 人工種苗生産業者は、次の事項を記録し、保持しなければならない。ただし、**b)**については採卵又は受精を行う場合、**c)**についてはふ化を行う場合、**d)**及び**e)**については人工種苗の組織小片又は魚体を保管する場合、**f)～h)**については人工種苗を受け入れた場合に限る。また、**h)**については受け入れた人工種苗の識別番号を管理（例えば管理下でない生産履歴の情報について、追跡可能な情報を提供できる状態であることがある。）している場合は、この限りでない。

- a)～g) (略)
- h) 受け入れた人工種苗に係る **6.1.1 a)～n)**に掲げる出荷元から引き継いだ情報
- i) (略)
- j) 出荷する人工種苗に係る **7.2.1 a)～d)**に掲げる情報
- k)～n) (略)

6.1.2 人工種苗生産業者は、人工種苗の出荷時に **6.1.1 a)～m)**の記録を、出荷先に提供しなければならない。ただし、出荷先との合意により、識別番号を、**6.1.1 a)～m)**の記録に換えて提供することができる。また、外部からの要請に応じて、DNAの塩基配列による鑑定のために冷凍保管している人工種苗の組織小片又は魚体を提供しなければならない。

6.2 養殖業者

6.2.1 養殖業者は、次の事項の記録し、保持しなければならない。ただし、**b)**については人工種苗を受け入れた場合、**d)**については養殖の用に供する養殖魚を受け入れた場合に限る。また、**c)**及び**e)**については識別番号を管理している場合は、この限りでない。

- a)・b) (略)
- c) 受け入れた人工種苗に係る **6.1.1 a)～n)**に掲げる出荷元から引き継いだ情報
- d) (略)
- e) 受け入れた養殖魚に係る **6.2.1 a)～j)**に掲げる出荷元から引き継いだ情報
- f) 出荷する養殖魚に係る **7.2.1 a)～d)**に掲げる情報
- g)～j) (略)

6.2.2 養殖業者は、養殖魚の出荷時に **6.2.1 a)～i)**の事項の記録を、必要に応じて出荷先に提供しなければならない。ただし、出荷先との合意により、識別番号を、**6.2.1 a)～i)**の記録に換えて提供することができる。

7.3 加工・流通業者

7.3.1 加工・流通業者は、次の事項を記録し、保持しなければならない。養殖業者又は加工・流通業者から提供された識別番号は、養殖魚又は加工品と関連付けていつでも開示又は提供が可能な状態でなければならない。ただし、**b)**にあっては食用に供する養殖魚を受け入れた場合、**d)**にあっては加工品を受け入れた場合に限る。また、**c)**及び**e)**にあっては識別番号を管理している場合は、この限りでない。

a)・b) (略)

c) 受け入れた養殖魚に係る **7.2.1 a)~j)**に掲げる出荷元から引き継いだ情報

d) (略)

e) 受け入れた加工品に係る **7.3.1 a)~i)**に掲げる出荷元から引き継いだ情報

f)~i) (略)

7.3.2 加工・流通業者は、養殖魚又は加工品の出荷時に **7.3.1 a)~h)**の事項の記録を、必要に応じて出荷先に提供しなければならない。ただし、出荷先との合意によって、識別番号を、**7.3.1 a)~h)**の記録に換えて提供してよい。

8 養殖管理

8.1 識別及び分別

8.1.1 人工種苗生産業者又は養殖業者は、他の種苗又は養殖魚が混入していないことを証明するため、人工種苗の受入れから人工種苗又は養殖魚の出荷までの養殖尾数を生産ロットごとに管理し、生産履歴が追跡可能な状態にしなければならない。ただし、同一の人工種苗生産業者から生産ロットの異なる同種の人工種苗を入手し養殖する場合にあっては、複数の生産ロットをまとめ、新規の生産ロットとして管理してよい。この場合においては、同一の人工種苗の生産業者が生産した種苗であることを新規の生産ロットに関連づけられることを確実にしなければならない。

8.1.2・8.1.3 (略)

8.2 (略)

8.2.1・8.2.2 (略)

9 格付の組織及び実施方法

9.1 (略)

9.2 格付規程の整備

次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

a)~i) (略)

j) 格付の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

9.3 (略)

9.3.1・9.3.2 (略)

9.4 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者及び格付責任者については、次の事項を満たさなければならない。

a) 格付担当者 格付を担当する者として、人工種苗、養殖魚又は加工品の生産行程管理及び格付の実施方法に関する知識を有する者が一人以上（生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る

6.3 加工・流通業者

6.3.1 加工・流通業者は、次の事項を記録し、保持しなければならない。養殖業者又は加工・流通業者から提供された識別番号は、養殖魚又は加工品と関連付けていつでも開示又は提供が可能な状態でなければならない。ただし、**b)**については食用に供する養殖魚を受け入れた場合、**d)**については加工品を受け入れた場合に限る。また、**c)**及び**e)**については識別番号を管理している場合は、この限りでない。

a)・b) (略)

c) 受け入れた養殖魚に係る **6.2.1 a)~j)**に掲げる出荷元から引き継いだ情報

d) (略)

e) 受け入れた加工品に係る **6.3.1 a)~i)**に掲げる出荷元から引き継いだ情報

f)~i) (略)

6.3.2 加工・流通業者は、養殖魚又は加工品の出荷時に **6.3.1 a)~h)**の事項の記録を、必要に応じて出荷先に提供しなければならない。ただし、出荷先との合意により、識別番号を、**6.3.1 a)~h)**の記録に換えて提供することができる。

7 養殖管理

7.1 識別及び分別

7.1.1 人工種苗生産業者又は養殖業者は、他の種苗又は養殖魚が混入していないことを証明するため、人工種苗の受入れから人工種苗又は養殖魚の出荷までの養殖尾数を生産ロットごとに管理し、生産履歴が追跡可能な状態にしなければならない。ただし、同一の人工種苗生産業者から生産ロットの異なる同種の人工種苗を入手し養殖する場合にあっては、複数の生産ロットをまとめ、新規の生産ロットとして管理することができる。この場合においては、同一の人工種苗の生産業者が生産した種苗であることを新規の生産ロットに関連づけられることを確実にしなければならない。

7.1.2・7.1.3 (略)

7.2 (略)

7.2.1・7.2.2 (略)

8 格付の組織及び実施方法

8.1 (略)

8.2 格付規程の整備

次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

a)~i) (略)

j) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

8.3 (略)

8.3.1・8.3.2 (略)

8.4 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者及び格付責任者については、次の事項を満たさなければならない。

a) 格付担当者 格付を担当する者として、人工種苗、養殖魚又は加工品の生産行程管理及び格付の実施方法に関する知識を有する者が一人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る

施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上) 置かれていなければならない。

b) (略)

施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上) 置かれていなければならない。

b) (略)